

資料提供

滋賀労働局発表 令和6年6月7日

担

当

滋賀労働局 雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官

水出 美加子

室 長 補 佐 谷澤 健太

TEL: 077-523-1190

県内初!

プラチナくるみんプラス認定企業として (株)滋賀銀行 を認定!!



~6月14日(金)に滋賀労働局にて認定通知書交付式を行います~

滋賀労働局(局長 多和田 治彦)は、<u>次世代育成支援対策推進法に基づくプラチナくるみ</u> んプラス認定を行いました。(認定企業の取組内容は別添 1 参照)

プラチナくるみんプラス認定は県内初(近畿では5社目)となります。(県内の認定状況 については別添2、認定制度は裏面及び別添3参照)

つきましては、滋賀労働局において、下記のとおり認定通知書交付式を行います。

下記の日程により、認定通知書交付式を行います。

日 時:令和6年6月14日(金)11:00~(30分程度)

場 所:滋賀労働局 局長室

(大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎4階)

<u>是非、当日の取材をお願いいたします。</u>

◆次世代育成支援対策推進法に基づく認定とは…

次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育てに関する一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出た事業主のうち、両立支援に関する取組の実施状況が優良な事業主が、申請により厚生労働大臣の認定が受けられる制度です。基準に応じて、くるみん、プラチナくるみん、トライくるみんがあります。

プラス認定は、くるみん・プラチナくるみん・トライくるみんの一類型として、**不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業を認定する制度**で、両立支援に関する取組に加え、**別途不妊治療に関する基準を満たす必要があります。(令和4年4月1日より新設)**

認定を受けた企業は、認定マーク(愛称:くるみんプラス・プラチナくるみんプラス・トライくるみん プラス)を商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることにプラスして、**不妊治療と 仕事との両立をサポートする企業であることをPRできます。**

【認定基準】(詳細は別添3)

- 1. 受けようとするくるみんの種類に応じた認定基準を満たしていること
- 2.次の(1)~(4)をいずれも満たしていること
 - (1) 次の①及び②の制度を設けていること
 - ①不妊治療のための休暇制度(多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇は含まない。)
 - ②不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークのうちいずれかの制度
 - (2) 不妊治療と仕事との両立に関する方針を示し、講じている措置の内容とともに社内に周知していること
 - (3) 不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解 を促進するための取組を実施していること
 - (4) 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる担当者を選任し、 社内に周知していること

その他のくるみん認定の認定基準については下記URLをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/pamphlet/26_00001.html

【次世代育成支援対策推進法について】(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

【不妊治療と仕事との両立のために】(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html

株式会社 滋賀銀行

所 在 地 大津市

業 種 普通銀行業

労働者数 2,815 人(男性 1,240 人、女性 1,575 人)



■取組内容(平成 28 年にプラチナくるみん認定取得)

☆不妊治療のための休暇制度等

・私傷病特別休暇制度の利用要件に不妊治療を追加した。

(休暇内容)

- → 繰越時に消滅する年次休暇を一定限度まで積立ておき、長期休務の際に定例の年次休暇の利用に優先して「私傷病特別休暇」として付与
- ▶ 勤続5年以上の全職員が対象
- ▶ 1日単位から利用が可能
- ▶ 休暇付与日数限度(積立限度)は40日
- ・不妊治療のために利用できる両立支援制度を整備している。

(制度の種類)

- > 半日単位・時間単位の年次有給休暇付与制度
- ▶ セレクト時差勤務制度(①7:45~16:15②9:45~18:15③10:45~19:15④11:45 ~20:15 のいずれかの勤務時間を選択可能)
- ▶ 在宅勤務制度(タブレット端末を貸与)

☆不奸治療と仕事との両立に関する方針明示と社内周知

・通牒にて不妊治療のための私傷病特別休暇制度の改正及び不妊治療と仕事との両立を支援する旨の方針を代表取締役名で明示するとともに、社内イントラネット(福利厚生のしおり)にて不妊治療のために利用できる各種休暇・勤務制度を周知している。

☆不妊治療と仕事との両立に関する研修その他労働者の理解促進の取組

・全職員を対象に、「不妊治療に関する理解と適切なサポート」及び「不妊治療中における職場 内でのコミュニケーション」に関する研修を実施している。

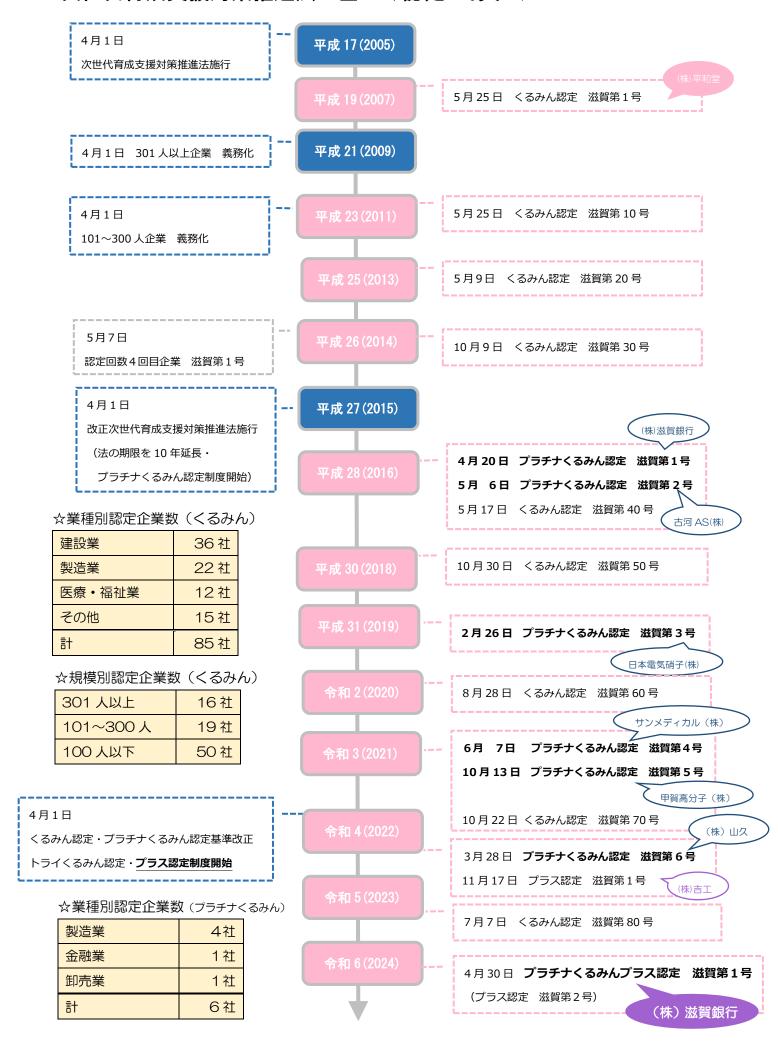
☆不妊治療と仕事との両立に関する相談体制整備と社内周知

・不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談窓口として両立支援 担当者を3名選任し、健康管理室において周知している。

☆その他仕事と育児の両立にかかる実績と取組(2023 年度)

- ・配偶者出産特別休暇(産前 6 週間から産後 8 週間のうち 3 日間休暇取得可能)取得者:41人。
- ・看護休暇:子どもが小学校 4 年生の始期に達するまで子の傷病看護および予防接種、健康診断のために年 5 日間(子が 2 人以上の場合は 10 日間)有給で取得可能。
- ・育児休業者を対象とした「働くパパママ応援セミナー」の開催および 6 ヵ月に 1 回程度所属部課店長との面談を行い、仕事と育児の両立や、キャリアについて話し合う機会を提供している。

次世代育成支援対策推進法に基づく認定のあゆみ (R6.5 現在)



くるみん認定の取得を考えている事業主のみなさまへ

令和6年度

別添 3

くるみん認定と一緒に 「プラス」認定も取得しませんか?

プラス認定とは?

「不妊治療と仕事との両立」に取り組む企業を認定する制度です!

この制度は、次世代育成支援対策推進法に基づき、「くるみん」等の認定を受けた企業が、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み、一定の認定基準を満たした場合に、3種類のくるみんにそれぞれ「プラス」認定を追加するもので、「くるみんプラス」「トライくるみんプラス」と称します。







くるみんプラス認定

プラチナくるみ んプラス認定

トライくるみん プラス認定

認定基準は?

くるみん認定の認定基準を満たした上で、以下の要件を満たすと取得できます。

○認定基準

- 1. 次の(1)及び(2)の制度を設けていること(※1)
- (1)不妊治療のための休暇制度(不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く)
- (2)不妊治療のために利用することができる次のうちのいずれかの制度
 - 〇半日又は時間単位の年次有給休暇
 - 〇所定外労働制限制度 〇時差出勤制度
 - ○フレックスタイム制 ○短時間勤務制度
 - Oテレワーク
- 2. 不妊治療と仕事との両立の推進に関する<u>企業トップの方針を示し</u>、講じている措置の内容とともに 労働者に<u>周知していること(※ 2)</u>
- 3. 不妊治療と仕事との両立に関する研修(※3)その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること
- 4. 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じるための担当者(両立 支援担当者)を選任し、労働者に周知していること

くるみん認定を申請する行動計画の終了時までに上記の取組を実施し、認定申請書と取組を明らかにする 書類を添付して申請してください。

※行動計画に「不妊」の取組を盛り込むことは「望ましい」ものですが、行動計画に盛り込まれていなくても認定の申請ができます。

※1 就業規則の規定例

https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001127218.pdf

※2 企業トップによる方針の周知例

https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000930524.pdf

※3 研修の実施例

https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001127224.pdf







不妊治療と仕事との両立に取り組む企業を支援します!

- 不妊治療を受ける夫婦は約4.4組に1組であり、働きながら不妊治療を受ける労働者 は増加傾向にあります。
- 一方、不妊治療を経験した方のうち4人に1人の方(26.1%)が不妊治療と仕事との 両立ができませんでした。
- 両立に困難を感じる理由には、**通院回数の多さ、精神面での負担の大きさ、通院と 仕事の日程調整の難しさ**などがあります。
- 労働者の中には、治療を受けていることを職場に知られたくない方もいます。 職場内では、不妊治療についての認識があまり浸透していないこともあります。
- ⇒ 企業には、不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場環境の整備が求められます。

不妊治療と仕事との両立に関する情報

● 不妊治療と仕事との両立のために(厚生労働省HP)

認定や助成金等、不妊治療と仕事との両立に関する情報を各種掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html

● 不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル

企業向けの制度導入マニュアルです。

https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001073885.pdf

●不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック

労働者向けに、不妊治療の内容や職場での配慮のポイントを紹介しています。

https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001073887.pdf

●不妊治療連絡カード

治療を受ける労働者が、職場において必要な配慮事項等を企業の人事労務担当者に伝えるためのカードです。任意の様式ですが、主治医等が記載・発行する証明書となります。

https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30b.pdf







助成金を活用ください

両立支援等助成金(不妊治療両立支援コース) 000940159.pdf (mhlw.go.jp)

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主の皆さまを支援します。

A「環境整備、休暇の取得等」

最初の労働者が休暇制度・両立支援制度を合計5日(回)利用 30万円

B「長期休暇の加算」

Aを受給し、労働者が不妊治療休暇を20日以上連続して取得 30万円

相談機関紹介

○都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

認定や助成金等、不妊治療と仕事との両立に関するお問い合わせはこちらまで。

相談受付は8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

